

平成27年度原子力総合防災訓練

実施要領

平成27年10月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目次

第1節 平成27年度原子力総合防災訓練実施要領

1	目的	2
2	訓練実施の基本方針	2
3	実施時期	2
4	防災訓練の対象となる事業所	3
5	実施場所等	3
6	参加機関	3
7	実施概要	4
8	訓練評価の実施	6
9	共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者	6
10	訓練の中止	6

第2節 訓練細部実施要領

1	国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	7
1.1	緊急時体制確立訓練	7
1.2	愛媛県オフサイトセンター運営訓練	7
1.3	情報共有及び意思決定訓練	8
1.4	緊急時モニタリング実施訓練	8
1.5	広報対応訓練	9
2	国が参加主体となる訓練	9
2.1	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	9
2.2	原子力災害対策本部等の運営訓練	10
3	関係地方公共団体が参加主体となる訓練	10
3.1	PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	10
3.2	PAZ及び予防避難エリア内住民の避難等実施訓練	11
3.3	UPZ内住民の屋内退避実施訓練	11
3.4	UPZ内の一部住民一時移転実施訓練	11
3.5	交通規制・警戒警備訓練	12
3.6	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	12
4	原子力事業者が主体となって行う訓練	13
4.1	事故拡大防止訓練	13
4.2	発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練	13
4.3	原子力発電所構内作業者等の避難誘導訓練	13
4.4	救助・医療活動訓練	13

第1節 平成27年度原子力総合防災訓練実施要領

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施する訓練である。

平成27年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認、関係機関の協力体制の確認
- (2) 大規模地震発生を契機とした原子力緊急事態における、中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証
- (4) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 訓練実施の基本方針

(1) 訓練の企画、実施方法等

訓練の企画に当たっては、訓練目的が達成されるよう、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、2日間の実施期間の中で、効果的な状況設定や被災想定を作成するとともに、避難計画の実効性の検証等を行うための評価要領を作成する。

訓練の方法については、参加者が訓練中に状況判断、対策の検討、意思決定及び指示まで行うよう、事故進展に沿った訓練を実施する。このため、状況付与要領についてはコントローラー班を設置し、状況付与カード、電話、ファクシミリ等を使用して実際の場面に極力近い環境で状況を付与する。

訓練終了後には、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、抽出された反省点等を検討し、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行い、実効性ある防災組織体制の維持、整備を図る。

なお、訓練の準備段階において、原子力総合防災訓練の効果をより高めるため、プレ原子力総合防災訓練を実施し、国、地方公共団体等のそれぞれの役割を確認しつつ、訓練上の問題点等を抽出し、本訓練に反映させることとした。

(2) 国、地方公共団体及び原子力事業者の連携

国、地方公共団体及び原子力事業者との連携を図るため、現地へ関係職員等を派遣する。関係機関との連携については、TV会議システム等を最大限活用し、有事の際に即応できる防災体制を検証する訓練を行う。

一方、地方公共団体は、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、指定公共機関、他の地方公共団体等との緊密な連携の下、広域的なネットワークの活用や、地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく訓練の推進を図る。

(3) 参加住民の視点に立った実動訓練

住民が参加する実動訓練においては、「住民の視点に立った訓練及び防災活動」の考え方にに基づき、事故発生時に訓練参加者自らが「何をすべきか」、「どのように避難すべきか」等を理解した上で実施することが重要である。このため、地方公共団体は訓練実施前に、参加住民に対し、県、市町が作成した地域防災計画・避難計画を丁寧に説明するとともに、特に、避難要領、安定ヨウ素剤の服用要領及び避難所での行動等については事前によく説明しておく必要がある。

3 実施時期

平成27年11月8日（日）8：30～18：00（予定）

11月9日（月）9：00～16：00（予定）

4 防災訓練の対象となる事業所

四国電力株式会社 伊方発電所

5 実施場所等

5. 1 実施場所

東京 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会

愛媛県 愛媛県庁、愛媛県オフサイトセンター（以下「OFC」という。）、四国電力株式会社伊方発電所を中心とする県内全市町

山口県 山口県庁、上関町

大分県 大分県庁、大分市

その他 四国電力株式会社本店、四国電力株式会社原子力本部 等

5. 2 伊方地域の特性

四国電力株式会社伊方発電所は、佐田岬半島の北側の付け根付近の瀬戸内海（伊予灘）に面して立地している。佐田岬半島は、北は瀬戸内海、南は宇和海に挟まれた約50kmの細長い半島であり、半島全体が愛媛県伊方町に属し、東から伊方地域、瀬戸地域及び三崎地域の3つの地域に区分される。半島の交通として、半島の尾根の頂上線を縦走する国道197号があり、八幡浜市から三崎港まで約40km、所要時間は約1時間である。また、三崎港から九州大分県佐賀関半島への距離は約16kmであり、三崎港から佐賀関港間（31km）には国道九四フェリー（国道197号の海上区間）が定期運航されている。（16便/日、所要時間70分）

伊方地域の原子力災害対策重点区域は、PAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）圏は伊方町、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）圏は5市3町（愛媛県伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町）にまたがる。人口は、PAZ圏内が5,496人、UPZ圏内が1,183人となっており、原子力災害対策重点区域内の人口は合計12,388人である。なお、伊方町におけるPAZ圏以西の佐田岬半島地域については「予防避難エリア」として、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域とされ、人口は4,906人である。（※人口：平成27年4月1日現在）

6 参加機関

6. 1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会

6. 2 指定地方行政機関等

海上保安庁第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）、松山地方气象台、四国管区警察局愛媛県情報通信部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、大阪航空局（松山空港事務所）、伊方原子力規制事務所

6. 3 地方公共団体等

愛媛県、山口県、大分県、広島県、徳島県、香川県、高知県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、松山市、砥部町、久万高原町、松前町、鬼北町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東温市、上島町、松野町、愛南町、上関町、大分市、愛媛県警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署、香川県警察本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、伊方町消防団、松山市消防局、東温市消防本部

6. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会松山放送局、日本赤十字社愛媛県支部、株式会社N T T ドコモ四国支社愛媛支店

6. 5 指定地方公共機関等

一般社団法人愛媛県医師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西C A T V、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人大分県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会、国道九四フェリー株式会社、社会福祉法人済生会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人愛媛県建設業協会

6. 6 訓練対象原子力事業者

四国電力株式会社

6. 7 その他

愛媛県立中央病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、広島大学、社会福祉法人済生会、公益財団法人原子力安全技術センター、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、公益財団法人伊方原子力広報センター、四国計測工業株式会社、市立八幡浜総合病院 等

6. 8 訓練参加数

参加機関 約 105機関
参加人数 約 14,570人

[内訳] 指定行政機関等	19機関	約400人
指定地方行政機関等	8機関	約280人
地方公共団体等	43機関	約640人
指定公共機関等	5機関	約60人
指定地方公共機関等	18機関	約30人
原子力事業者	1機関	約120人
その他関係機関	約11機関	約40人

住民等の参加人員	国との合同訓練	約 13,000人
合計参加人数		約 14,570人

(細部は別紙－1参照)

7 実施概要

7. 1 事故想定的前提

四国電力株式会社伊方発電所3号機においては、重大事故等が発生した場合の防災体制の整備を進めているところである。特に、外部電源が喪失した場合の非常用電源、バックアップ電源（大容量電源車、高圧発電車等）及び炉心冷却機能が動作不能になった場合においても継続して原子炉の冷却を行うための非常用ポンプ等を整備しているところである。今回の原子力総合防災訓練においては、UPZ圏内の一部住民を一時移転させる訓練を実施する。このため、OIL（運用上の介入レベル。以下同じ。）2の基準を超える状況も事故想定とし、伊方発電所が保有する非常用電源、非常用ポンプ等のバックアップ機能が故障等、動作不能となる状況をいくつか付与することとする。

7. 2 事故想定

四国電力株式会社伊方発電所3号機において、定格出力一定運転中、愛媛県において震度6強の地震発生により原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失した。その後、原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能により、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

7. 3 応急対策活動

緊急事態に至った場合に迅速な防護対策を実施するため、警戒事態発生時に国、OFC、地方公共団体、原子力事業者等による情報連絡体制を確立する。施設敷地緊急事態発生時には、PAZ及び予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難等を実施するとともに、全面緊急事態発生後には、PAZ及び予防避難エリアを対象に、国、愛媛県、伊方町及び原子力事業者が連携して住民避難など各種の応急対策活動を実施する。あわせて、UPZ圏内の地域においても、全面緊急事態発生後において屋内退避を行うとともに、緊急時モニタリング活動を実施し、同モニタリングの結果を踏まえた、対象区域の一時移転に至る段階的な住民防護活動等を実施する。

7. 4 訓練の前提

7. 4. 1 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下の3段階に示した訓練を実施する。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互における情報共有を図る。

第2段階：中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練

官邸、ERC（原子力規制庁緊急時対応センター）、OFC、愛媛県庁等の各拠点において、参集予定職員を参集させ、体制を強化する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害と原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う訓練を実施する。

あわせて、事態の進展に応じた、伊方町のPAZ及び予防避難エリアにおける避難計画等の立案及び意思決定に係る訓練を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

また、自衛隊や警察等の実動組織あるいは民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災）、国の職員及び専門家を緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）及び原子力施設事態即応センター（四国電力原子力本部）に派遣する訓練を行う。

第3段階：全面緊急事態を受けた実動訓練

- ① 全面緊急事態を受けて、伊方町においては、公共輸送機関及び自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ内の住民の避難訓練を行う。
- ② ①と併せて、予防避難エリア内の住民について、屋内退避や段階的な海路避難も含めた多様な手段による訓練を行う。
- ③ 放射性物質の放出を想定して、OILの基準に基づき、国及び地方公共団体の連携・調整のもと、UPZ内の住民について、屋内退避を実施し、その後の一時移転、避難退城時検査、安定ヨウ素剤の緊急配布等の訓練を実施する。
- ④ 緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、モニタリングの実施、モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等の訓練を行う。

7. 4. 2 訓練の開始及び終了

訓練は、11月8日（日）8：30の地震発生をもって開始とし、現地警戒体制確立の確認、原子力災害対策本部等の運営等を実施し、11月9日（月）16：00、PAZ圏内等を対象とした住民避難などが概ね完了した時点をもって終了とする。

8 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

9 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記6の参加機関の長

10 訓練の中止

実際の災害の発生又は警報発令などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

第2節 訓練細部実施要領

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1.1 緊急時体制確立訓練

1.1.1 目的

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から原子力災害対策本部等の設置・運営等の訓練を行う。

1.1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会、関係地方公共団体、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（四国電力株式会社）等

1.1.3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態（震度6強）の発生とともに、原子力規制庁職員及び内閣府（原子力防災担当）職員の一部（緊急参集要員の一部）は、官邸及びERCに参集するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置等に係る措置を行う。地方公共団体職員は災害対応のために登庁し、地域防災計画に基づく首長等の指示によりOFCへ職員の派遣を行う。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態（原災法第10条該当事象）の通報を受け、原子力規制庁職員及び内閣府（原子力防災担当）職員（緊急参集要員）は官邸及びERCに参集するとともに、OFCへの内閣府副大臣及び内閣府（原子力防災担当）職員、原子力施設事態即応センター（四国電力原子力本部）への原子力規制庁職員の緊急派遣、全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置等に係る訓練を行う。

(3) 全面緊急事態

原子力事業者からの全面緊急事態（原災法第15条該当事象）の通報を受け、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）（官邸チーム総括班）は、関係省庁に対し、中央及び現地組織の構成員となるべき職員を官邸、ERC及び現地等各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置等に係る措置を行う。

1.2 愛媛県オフサイトセンター運営訓練

1.2.1 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設の運営訓練を実施する。

1.2.2 訓練場所

OFC

1.2.3 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会、関係地方公共団体、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（四国電力株式会社）等

1. 2. 4 訓練内容

(1) O F Cの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はO F Cの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、各機能班等の参集者を統括し、初動対応を開始するとともに、関係機関間の情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

現地に派遣した関係省庁及び関係地方公共団体等の要員到着後は、現地における詳細な情報を共有するため、愛媛県災害対策本部及び関係地方公共団体等との現地事故対策連絡会議を開催する。全面緊急事態発生後は、内閣府審議官を事務局長とし、原子力災害合同対策協議会を設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、愛媛県災害対策本部、原子力事業者等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の調整、意思決定等を行うため、原子力災害合同対策協議会全体会議を開催する。

また、当該協議会の開催に併せて、国、関係地方公共団体、原子力事業者等から構成される各機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、住民安全班、医療班、運営支援班、実動対処班）の運営訓練を行う。

1. 3 情報共有及び意思決定訓練

1. 3. 1 目的

T V会議システム等を活用し、事態の進展に応じた関係機関の情報共有及び連絡等について訓練を行う。

1. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体、四国電力原子力本部（原子力施設事態即応センター）、伊方発電所（緊急時対策所）

1. 3. 3 訓練内容

警戒事態の発生に伴い、各関係機関において速やかにT V会議システムを立ち上げ、当該システムを活用した情報共有が可能な体制を構築する。

自然災害及び原子力災害の複合災害の発生に対して、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用することにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う訓練を実施する。

1. 4 緊急時モニタリング実施訓練

1. 4. 1 目的

緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

1. 4. 2 参加機関

原子力規制委員会、内閣府、愛媛県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県、上関町、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、原子力事業者（四国電力株式会社）

1. 4. 3 訓練内容

- (1) 緊急時モニタリングセンターの設置及び運営
- (2) 愛媛県原子力センター及び山口県環境保健センターの緊急時体制への移行訓練
- (3) 緊急時モニタリングセンター要員等の派遣
- (4) モニタリングデータ収集（陸上）
- (5) 緊急時モニタリング実施計画の策定・改訂、緊急時モニタリングの実施
- (6) 緊急時モニタリング実施結果の評価

1. 5 広報対応訓練

1. 5. 1 目的

官邸及び原子力規制庁等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、国、愛媛県庁、原子力事業者（原子力施設事態即応センター及び伊方発電所）等との情報共有の訓練を実施する。

1. 5. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、地方公共団体等

1. 5. 3 訓練内容

- (1) 警戒事態（震度6強）及び施設敷地緊急事態発生時
警戒事態（震度6強）及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCにおいて原子力規制庁審議官により報道対応（模擬記者会見）を訓練する。
- (2) 全面緊急事態発生時
内閣総理大臣による緊急事態宣言を行った後、引き続き官房長官会見（仮想）を実施する。ERCチーム広報担当は、官房長官会見（仮想）後速やかにERCにおいて報道対応（模擬記者会見）する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応（模擬記者会見）訓練を実施する。

2 国が参加主体となる訓練

2. 1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2. 1. 1 目的

内閣府副大臣（原子力防災）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段の調整、輸送経路の確認及び緊急輸送の実施に係る訓練を実施する。

2. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

2. 1. 3 訓練内容

- (1) 警戒事態発生時における緊急輸送の調整
警戒事態の発生に伴い、さらなる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災）及び内閣府審議官（原子力防災担当）をOFCへ、原子力規制庁緊急事態対策監を原子力施設事態即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。
- (2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送
施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、速や

かに緊急輸送関係省庁に支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災）、内閣府審議官（原子力防災担当）及び担当職員等をOFCへ、原子力規制庁緊急事態対策監及び担当職員等を事態即応センターへ派遣する。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁及び指定公共機関等に対し、現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

（3）全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を現地対策本部に派遣する。

2. 2 原子力災害対策本部等の運営訓練

2. 2. 1 目的

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、関係機関の情報共有、連絡、意思決定及び広報の訓練を実施する。

また、事態の進展に応じた、住民の避難等について、計画の立案及び意思決定に係る訓練を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

2. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会

2. 2. 3 訓練内容

（1）官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、関係機関の情報共有、連絡、意思決定等のプロセスを確認する。特に、全面緊急事態を受けた原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置及び開催、住民の避難等に係る計画の立案及び意思決定、広報・会見対応等を行う。

（2）ERC

ERCに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

3. 1. 1 目的

四国電力株式会社から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、伊方町において、在宅及び社会福祉施設等の施設敷地緊急事態要避難者について、事態の進展に応じた、避難等の訓練を行う。その際、防災行政無線及び広報車等を活用して社会福祉施設等への迅速な情報伝達及び関係機関の支援による避難輸送について訓練を行う。

3. 1. 2 参加機関

愛媛県、伊方町、松前町、愛媛県警察本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部、海上保安庁第六管区海上保安本部、愛媛県バス協会、関連社会福祉施設等

3. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの要請に基づき、伊方町において、施設敷地緊急事態要避難者は避難準備を開始する。

(2) 施設敷地緊急事態

四国電力からの施設敷地緊急事態の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。この際、関係機関の支援も含め、道路等の被災状況に応じた輸送手段による避難等を行う。

3. 2 P A Z 及び予防避難エリア内住民の避難等実施訓練

3. 2. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、伊方町は、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、一般住民の避難訓練を実施するとともに、各機関への情報伝達及び避難住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用、避難退域時検査等の訓練を行う。

3. 2. 2 参加機関

愛媛県、大分県、伊方町、松前町、大分市、愛媛県警察本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、愛媛県バス協会、大分県バス協会、愛媛県旅客船協会、国道九四フェリー株式会社、社会福祉法人済生会等

3. 2. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、伊方町の P A Z 及び予防避難エリア内一般住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、指定された避難所への避難等を行う。特に、予防避難エリア内の一般住民については、道路等の被災状況に応じて、屋内退避や定期船、海上自衛隊艦船を使用した大分県への海路避難など多様な手段による防護措置の訓練を行う。

3. 3 U P Z 内住民の屋内退避実施訓練

3. 3. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z 圏内の社会福祉施設及び小・中学校等の屋内退避及び各機関の情報伝達等の訓練を行う。

3. 3. 2 参加機関

愛媛県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町

3. 3. 3 訓練内容

(1) 初動対応訓練

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z 圏内の社会福祉施設及び小・中学校等において屋内退避訓練を実施する。

3. 4 U P Z 内の一部住民一時移転実施訓練

3. 4. 1 目的

O I L 2 事態発生を想定して、屋内退避中の八幡浜市の一部住民の U P Z 外への一時移転訓練を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布の訓練を行

う。この際、伊方発電所から30km圏内近傍に避難退域時検査場所を設定し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

3.4.2 参加機関

愛媛県、八幡浜市、愛媛県警、八幡浜地区施設事務組合消防本部、日本赤十字社愛媛県支部、市立八幡浜総合病院、陸上自衛隊、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、愛媛県バス協会、愛媛県旅客船協会、関連医療機関等

3.4.3 訓練内容

(1) UPZ圏内一部住民の一時移転

原子力災害対策本部からの指示を受け、屋内退避中の八幡浜市の一部住民は、手配されたバス等を使用して指定された避難所に向けて一時移転を開始する。また、一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布の訓練を行う。

(2) 避難退域時検査及び除染

避難所に至る経路近傍上(UPZ圏近傍)に設置した避難退域時検査場所及び除染所において、避難退域時検査を行い、状況により除染を実施する。

3.5 交通規制・警戒警備訓練

3.5.1 目的

警察等による交通規制等の訓練を行う。

3.5.2 参加機関

愛媛県警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署、香川県警察本部、海上保安庁(第六管区海上保安本部)

3.5.3 訓練内容

(1) 交通規制訓練

- ・避難指示対象区域への立入禁止措置の一環として国道などの交通規制を実施する。
- ・交通規制実施路線への要員の配置・安全対策を実施する。

(2) 避難指示区域を中心とした警戒警備訓練

- ・陸上…避難指示区域を中心として、警戒警備活動や広報活動を行う。
- ・海上…防護対策区域の海上から船舶による警戒警備活動や広報活動を行う。

3.6 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3.6.1 目的

現地の活動状況について、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送し、国、地方公共団体及び原子力事業者間で情報共有を行う。

3.6.2 参加機関

愛媛県、愛媛県警察本部

3.6.3 訓練内容

事故の情報、地方公共団体の情報等を収集するとともに、地域の被害状況及び住民の避難状況等の映像を、警察のヘリコプターにより各関係機関へ伝送する。

4 原子力事業者が主体となつて行う訓練

4. 1 事故拡大防止訓練

4. 1. 1 目的

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、伊方発電所が保有する事故収束資機材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図る。

4. 1. 2 参加機関

四国電力株式会社、原子力規制委員会、内閣府、地方公共団体等

4. 1. 3 訓練内容

伊方発電所の緊急時対策所は、事故状況を把握し、事象進展予測に関する手順を確認する。

4. 2 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

4. 2. 1 目的

伊方発電所敷地周辺のモニタリングを行い、その結果を関係機関に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

4. 2. 2 参加機関

四国電力株式会社、原子力緊急事態支援組織（日本原子力発電株式会社）

4. 2. 3 訓練内容

- (1) 発電所災害対策本部長は、発電所内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、その結果を関係機関に連絡する。
- (2) 発電所災害対策本部長は、緊急時モニタリングセンターへの要員及び資機材の提供を行う。

4. 3 原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練

4. 3. 1 目的

原子力発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

4. 3. 2 参加機関

伊方発電所

4. 3. 3 訓練内容

(1) 避難誘導

施設敷地緊急事態発生に伴い、発電所構内の緊急事態応急活動に従事しない者に対して、指定する一時退避先に避難させる。

(2) 立入制限

施設敷地緊急事態発生に伴い、外部からの発電所構内への立入を制限する。

4. 4 救助・医療活動訓練

4. 4. 1 目的

原子力発電所構内において被ばくを伴う傷病者について、応急措置等の救助・医療活動訓練を実施する。

4. 4. 2 参加機関

伊方発電所、八幡浜地区施設事務組合消防本部、愛媛大学医学部附属病院、広島大学、愛媛県立中央病院、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、東温市消防本部、陸上自衛隊、松山赤十字病

院

4. 4. 3 訓練内容

(1) 救助活動

施設敷地緊急事態発生後、管理区域内で作業を行っていた社員が負傷する。傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送するとともに、放射性物質により汚染している可能性があることから、伊方発電所内の応急処置施設において応急処置等を行う。

(2) 病院への搬送

放射性物質により汚染している可能性のある傷病者の医療機関への搬送及び治療等について、愛媛県を通じて関係機関へ依頼する。

八幡浜地区施設事務組合消防本部等の支援を受け、応急処置を施した傷病者を搬送する。この際、放射線管理の知識を有する要員を同行させる。

(3) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

発電所から搬送される放射性物質による汚染の可能性のある傷病者について、広島大学病院の原子力災害医療派遣チームの支援を受け、原子力災害時の医療処置を実施する。

平成 2 7 年度原子力総合防災訓練参加者予定数一覧

No.	機関名	機関数	参加人数
1	指定行政機関等	19	約400
	内閣官房		
	内閣府		
	国家公安委員会		
	警察庁		
	消費者庁		
	総務省		
	消防庁		
	外務省		
	財務省		
	文部科学省		
	厚生労働省		
	農林水産省		
	経済産業省		
	国土交通省		
	気象庁		
	海上保安庁		
	環境省		
	防衛省		
原子力規制委員会			
2	指定地方行政機関等	8	約280
	四国管区警察局愛媛県情報通信部		
	自衛隊の部隊・機関		
	海上保安本部		
	松山气象台		
その他の指定地方行政機関等			
3	地方公共団体等	43	約640
	愛媛県		
	山口県		
	大分県		
	伊方町		
	八幡浜市		
	大洲市		
	西予市		
	宇和島市		
	伊予市		
	内子町		
	その他の地方公共団体等		
4	指定公共機関等	5	約60
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所		
	その他の指定公共機関等		
5	指定地方公共機関等		

	一般社団法人愛媛県医師会	18	約30
	公益社団法人愛媛県看護協会		
	一般社団法人愛媛県薬剤師会		
	公益社団法人愛媛県診療放射線技師会		
	その他の指定地方公共機関等		
6	原子力事業者		
	四国電力株式会社	1	約120
7	住民		
	国との合同訓練（避難等）	—	約13,000
8	その他		
	その他関係機関	約11	約40
合 計		約105	約14,570